



員などにおいては、収穫量の増加や境界管理等をはじめ業務量が過多となっていること、現場管理業務に従事する職員が減少する中、森林官等の職員が一人しか配置されていない森林事務所においては、職員の安全確保に懸念も生じることから、実効性のある対策を講じて職員の業務負担軽減、安全対策を図ること。

(当局)

1月1日現在、四万十署の定員数40に対し実員数は40名となっており、依然として空席ポストが多い状況の中、若手職員の比率は増加傾向にあり、空席ポストの業務を若手職員や再任用短時間勤務職員に担っていただいている現状にある。このような中、四万十署の円滑な事業実行を図る上で、業務量に見合った実行体制の確保を図りつつ、職員の負担軽減に努めているところであり、引き続き、業務分担や再任用職員、非常勤職員による対応等を講じ、職員に過度の負担がかからないよう取り組んでいく考えである。

なお、引き続き、上局に対して四万十署の実態・実情を伝え空席ポストの解消に向けて取り組んでいく考えである。

(組合)

現場管理業務については、署・近隣森林事務所間での応援による対応となっているが、応援体制は限界に来ており、職員の大きな業務負担となっていることから、以下の現場管理業務について具体的な対応を講じて、職員の負担軽減を図ること。

(当局)

現場管理業務については、署・近隣の森林事務所間において応援体制を構築し取り組んでいただいているところである。現在、具体的な対応策として「収穫調査の簡素化」「ドローンによる境界巡視」「シカ防護ネット巡視の委託」などに取り組んでいるところであるが、引き続き、現場管理業務に係る職員の負担軽減策について検討を進め積極的に取り組んでまいりたい。

(組合)

境界巡検・巡視、予備調査などに係る刈り払い等については、年間を通じた委託の実施により、職員の負担軽減、安全確保を図ること。

(当局)

測定事業に係る境界刈払い等については対応が難しいことは承知しているところである。ササやシダの多い署等においては、境界刈払を請負で実施されていると聞いており、各森林事務所の意見・要望を踏まえて取り組んでまいりたい。

また、境界検測や予備調査の委託での実施を含めて、引き続きドローン等による境界巡視の推進などにより職員の負担軽減、安全確保に努めてまいる考えである。

(組合)

林道事業や治山事業においては、局所的な豪雨災害等が増加する中、応急対応や災害復旧に係る現地調査や事務等が重なり、林道・治山担当者は依然として労働過重の傾向にあることから、更なる負担軽減策を講じること。

また、必要な林道の維持・修繕を図る中で、林道の安全通行、職員の安全確保を図ること。

(当局)

近年多発する豪雨災害の復旧工事の災害申請事務については、ICT 技術の活用などにより効率化・簡素化を進めているところである。また、災害現場の写真撮影については、事業担当者以外の森林官等でも撮影できるよう撮影方法等について指導しているところであり、引き続き、担当職員の業務負担の軽減に努めていく考えである。引き続き、局関係課とも連携し、防災ボランティアの活用やヘリコプターによる被害調査の実施、山地災害調査アプリの活用など各種取組を行い、被災箇所の早期復旧、山地災害のリスク管理などにおける現場業務の効率化に努めるとともに、林道の安全通行及び職員の安全確保を図っていく考えである。

(組合)

円滑な業務運営と職員の負担軽減策として、欠かせない非常勤職員の雇用について、継続的・安定的な雇用を可能とするような必要予算の確保に向けた対策を図るとともに、職員の労働条件が低下することのないよう、署内からの要望を踏まえた対応に勤め、引き続き、職員の負担軽減を図ること。

(当局)

非常勤職員は、職員の負担軽減対策として、業務の必要性と予算の範囲内で雇用しているところであり、引き続き各グループ及び各森林事務所の意見・要望も踏まえながら局に対し予算要望していく考えである。

なお、今後においても、定年を延長する職員の活用、再任用（短時間）職員も含む人員配置や業務分担の見直し、業務委託の活用、事務・業務改善の推進、働き方改革の取組等により、業務の一層の効率化や職員の負担軽減に努めてまいりたい。

(組合)

事業実行にあたっては、職員の労働安全確保・充実、健康管理の充実に努めるとともに、職場環境改善に努めること。特に、複数担当区を管轄することによる管轄区域の広域化等に十分対応できる安全管理体制の確立と、森林官等の単独行動の排除に向けた措置を講じた通知に基づき、森林官等の入山時における安全行動に万全を期すること。

(当局)

職員の保健及び安全保持については、人事院規則 10-4 (職員の保健及び安全保持)等に基づき、人命尊重を基本理念として「四万十森林管理署職員の保健及び安全保持に係る計画」を策定し、全職員が一体となって、職員の安全及び健康管理の充実に努めているところである。

また、森林官等の単独行動の排除に向けた措置については、平成30年1月に発生した職員の行方不明事案、令和元年5月及び令和3年2月に発生した職員の捜索事案などを踏まえた局通知や「森林官等の森林事務所職員の現場業務に伴う緊急連絡体制について」（署長事務連絡）に基づき、現場業務に従事する場合には、計画段階から単独行動とならないよう複数名での行動を徹底することや、入山時には、現在位置を確認するための図面、GPSを必ず携行し、通信機器は、常に使用できるよう点検を行うとともに、衛星電話等の通信機器は現地まで確実に携行し、現地から連絡ができるようにするなど、再発防止に万全を期してまいりたい。なお、スマートホンによる衛星通話の技術開発が進んでいると聞いており、今後はこのような情報を注視していくとともに、実用化となれば早期に導入が図れるよう努めていく考えである。

（組合）

業務の集中化による職員の身体的・精神的過重労働の排除に努めること。

職員の勤務がやむを得ず時間外（週休日、休日等を含む）に及ぶと予想される場合には、命令権者が当該職員の健康状態、時間外労働の必要性、超過勤務時間を適切に把握したうえで超過勤務を命ずるとともに、実効ある超過勤務縮減に向けた取り組みを行うこと。

（当局）

勤務時間管理については、管理職員による声かけなどにより、年次休暇の取得促進や定時退庁を行いやすい職場環境づくりに努めているところであり、今後においても、年次休暇の完全取得や超過勤務の縮減、厳格な勤務時間管理に努めていく考えである。

なお、超過勤務を命令するにあたっては、管理職員による勤務時間管理の徹底を行いつつ、職員の健康状態、時間外勤務の必要性、超過内容の状況等を把握するなど引き続き超過勤務縮減に取り組んでいく考えである。

職員の負担軽減策としては、事務改善や業務の効率化の見直し、また業務の平準化に努める考えであり、併せて、職場環境改善にも努めて参りたい。

（組合）

職員の旅行にあたっては、その行程等無理のない出張命令とすること。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、職員の健康面に配慮し、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とし、勤務日が連続することのないよう対応すること。

（当局）

旅行命令にあたっては、管理職員及び命令権者に対して、前泊・後泊を含めて旅行行程を確認し、無理のない旅行命令に配慮するよう指導を行うとともに、旅行する職員に対しては単独での長距離・長時間に及ぶ運転を防止するため、運転手の交替や定期的な休憩を挟むよう注意喚起を行っているところである。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、振替休日及び代休日を確実に取

得させることを基本とした指導を行うなど、職員の健康に配慮した勤務管理を実施してまいりたい。

(組合)

緊急連絡体制の確保・充実に向け、通信機器の電波不通地域の解消に向けた動向なども踏まえ、通信機器の更新等を図るなど、職員の安全確保に万全を期すこと。

(当局)

管内の国有林における緊急連絡の手法として衛星携帯電話は重要な通信手段であると認識しており、各グループ及び各森林事務所の現場の実態に応じて配備しているところであるが、昨年度発生したスラーヤの通信障害に伴い、代替機種を選定に併せて、配備の見直しも行ったところである。

現在、スマートホンによる衛星通話の技術開発が進んでいると聞いており、今後はこのような情報を注視していくとともに、実用化となれば早期に導入が図れるよう引き続き、各グループ及び各森林事務所の要望等に基づき、緊急連絡体制の充実・強化を図り、職員の安全確保に努めていく考えである。

(組合)

熱中症対策の一環として実施している空調服の貸与については、引き続き、その貸与状況等の把握に努め、予算の確保を含めて計画的な更新を行うなど、対策の充実に努めること。

(当局)

熱中症予防対策に係る空調服については、野外作業に従事する職員の熱中症の発症リスクを軽減する予防対策の一手段として、試行的に空調服導入を実施しており、要望する職員に対しては配備が整っている。引き続き、各森林事務所の状況等に応じた対応を行う考えである。